

2009(平成21年)

1.15

広報

はむら

貴重な文化財を守るために
文化財消防演習



CONTENTS

| | |
|------------------------|----|
| ■平成21年度住民税(市民税・都民税)の申告 | 1 |
| ■平成20年分所得税の確定申告 | 1 |
| ■文化財消防演習 | 4 |
| ■羽村市緊急雇用対策 | 4 |
| ■お知らせ | 5 |
| ■健康インフォメーション | 15 |
| ■団体のひろば | 15 |

毎年1月26日は文化財防火デーです。

市では、市内の貴重な文化財を守るため、毎年この文化財防火デーにあわせ、福生消防署・羽村市消防団・地域の皆さんと連携して、文化財消防演習を行っています。

今年は、1月25日(日)に五ノ神社で行います。ぜひ、ご覧ください。

(写真：平成20年1月27日(日)(宗禅寺)撮影)

平成 20 年中の収入などを市へ申告するものです。
必ず、期間内に申告してください。

平成21年度

住民税(市民税・都民税)

の申告

問合せ 課税課
市民税係

受付期間 2月2日(月)～3月16日(月)
(祝日を除く)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室

※土・日曜日は、市役所1階課税課窓口で受け付けます。

市民税・都民税の申告をしなければならぬ方

○給与所得のみの方で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方(勤務先で確認してください)。
○事業・不動産・配当・年金・その他

の所得があった方で、確定申告の必要のない方

※国民健康保険および長寿医療制度の加入者は、昨年中の所得のない方も必ず申告してください。

市民税・都民税の申告の必要のない方

○所得税の確定申告をする方(確定申告書を税務署へ提出する方)

■申告の際に持参するもの

①申告書と印鑑
②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料

③年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票

④国民年金保険料などの控除証明書

⑤社会保険の領収書(昨年中に国民健康保険税・長寿医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの)

⑥生命保険や損害保険の控除証明書、医療費などの領収書など

⑦障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など

⑧配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料

⑨事業所得などのある方は、収支決算書や帳簿など

■郵送による受付

申告書の該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支

明細書などの必要書類を添付し、郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛名(申告する方の住所・氏名)を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

郵送先 〒205-8601(住所記載不要) 羽村市課税課市民税係

●注意

国民年金保険料の支払額については、社会保険庁専用コールセンター(☎0570-070-117)または青梅社会保険事務所(☎0428-3003414)へ照会の手続きをしてください。

●お願い

申告を円滑に行えるよう、提出時には正確に記載した申告書を提出してください。

控除などを申告することで所得税が還付となる申告

※青梅税務署では2月22日(日)と3月1日(日)に限り、日曜日にも相談・受付を行います。これ以外の土・日曜日、祝日は、相談・受付を行いません。※当日は、混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

平成20年分 所得税の確定申告

問合せ 青梅税務署
☎0428-22-3185

■青梅税務署での相談・受付

受付期間 2月16日(月)～3月16日(月)

相談時間 午前9時～午後5時

相談会場 青梅税務署別館

■還付申告は1月5日(月)から受け付けています。

□還付申告：給与所得者や年金所得者などで源泉徴収額があり、医療費

■市役所での相談・受付

■青梅税務署員による出張申告相談

給与所得者・年金所得者・事業所得者の確定申告書の作成指導および收受を行います（譲渡所得の相談はできません）。

受付期間 2月2日(月)・3日(火)・4日(水)

受付時間 午前9時30分～11時、午後1時～3時

受付会場 市役所4階大会議室

※当日の混雑具合によつて早めに締め切る場合があります。あらかじめご了承ください。

了承ください。

■税理士会による無料申告相談

小規模納税者や給与所得者、年金受給者の確定申告書の作成指導および收受を行います（譲渡所得の相談はできません）。

受付期間 2月5日(木)・6日(金)・16日(月)

受付時間 25日(水)（土・日曜日を除く）

受付時間

○小規模納税者：午前9時～10時30分、午後1時～3時

○給与所得者・年金所得者：午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室

■市役所職員による受付

給与所得者・年金所得者の確定申告書の作成相談および收受を行います。

受付期間 2月9日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、祝日は受け付けません。2月9日(月)～13日(金)は、還付申告のみ受け付けます。

※土・日曜日、祝日は受け付けません。2月9日(月)～13日(金)は、還付申告のみ受け付けます。

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室

受付できないもの

○土地・家屋・株式などの譲渡所得

○農業・営業などの事業所得・不動産所得の申告、損失申告、青色申告、住宅借入金等特別控除（所得税）の申告

○過年分の確定申告

※作成済み申告書の提出はできません。

■申告の際に持参するもの

1 ページの平成21年度住民税の申告と同じです。

■郵送による受付

申告書の該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支明細書などの必要書類を添付し、直接青梅税務署へ郵送してください。

■郵送による受付

宛名（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

郵送先 〒198-8530 青梅市東

青梅4-13-4 青梅税務署

■二七税理士にご用心！

税理士資格のない人が税金の相談・申告書の作成などをするのは法律で禁止されています。注意してください。

●申告と納税はお早めに！

所得税の申告と納税は3月16日(月)までです。期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑するため、早めに申告してください。期限に遅れた場合は延滞税などがかかります。

●インターネットで申告！

所得税の確定申告は、インターネットで申告書の作成や提出ができる「国

税電子申告・納税システム（e-Tax）制度があります。

自宅のパソコンで確定申告ができ、最高50000円の税額控除が受けられる場合もあります。

e-Taxを利用するためには事前

の手続きが必要です。詳しくは、e-Tax

ホームページまたはヘルプデスク（☎0570-015901）で確認してください。

※インターネットで確定申告書を送信

する際に必要な「電子証明書（住民基本台帳カードが必要）」の発行は、

市役所市民課受付係で行っています。

毎年申告が必要です

住民税住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除の特例措置）の申告受付

所得税から控除しきれない住宅ローン控除を住民税から控除するためには、毎年申告が必要です。

「所得税の確定申告をしない方（年末調整で住宅ローン控除の適用を受けていて所得税の確定申告をしない方）」は平成21年1月1日現在在住の市町村へ、「所得税の確定申告をする方」は税務署へ申告書を提出してください。

※平成18年までに入居した方が対象です。

■所得税の確定申告をしない方

受付日時／会場

○2月1日(日)まで午前8時30分～正午、

午後1時～5時／市役所1階課税課市民税係

○2月2日(月)～3月16日(月)午前9時～11時、午後1時～3時30分／市役所4階大会議室（2月11日(水)を除く）

※土・日曜日は、課税課窓口で受け付けます。

添付書類 源泉徴収票（原本）

■所得税の確定申告をする方

所得税の確定申告書と一緒に税務署へ提出してください。

問合せ 課税課市民税係